



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第82回 憲法改正問題と出前講座

憲法問題対策センター 市民高校生部会 部会長 栗原 周成 (33期)

去る4月21日、羽村市の「憲法を勉強する会」という市民グループから、「憲法改正が現実味を帯びている現状を踏まえて、地域の中高生に対して出前授業という形で外部からの憲法講座を働き掛けたい。ついては、まず自分たちから話を聞きたい。」との申し出があり、市民高校生部会5人のメンバーで羽村駅そばの古本喫茶「まいまいず文庫」まで、出前講座に出向きました。

様々な古本に囲まれた古本喫茶には、30人近い会員の皆さんが集まっていました。「憲法についてほぼ素人の集まりです。」との自己紹介通り、家庭の主婦やサラリーマン層が中心の市民グループとの印象でした。当日は、会からの要望に基づいて、「憲法改正問題」をテーマに取り上げました。

憲法改正論の最大の争点は、安倍首相が「政府の立場では自衛隊は合憲である。しかし憲法学者の7～8割が違憲とし、教科書にも記されているからこそ変えるのが私たちの世代の責任です。」として、自衛隊の保持を明示する憲法9条の2を加えようという自民党の憲法改正案の是非です。

憲法改正案は、全国民にかかわる問題であるとともに、政治問題でもあります。私たちは、このような政治的テーマを学校で扱う場合の原則としてヨーロッパで確立している①教師という立場から生徒を圧倒してはいけない②議論のある所はそれとして扱う③生徒が政治参加するために必要な能力の獲得を促す、というボイテルスバッハ・コンセンサスに基づくことを、心がけました。

まずは賛成論、反対論の論拠の提示です。

賛成論者は、災害救助活動で頑張っている自衛隊の姿に好感を持っている国民が多いにもかかわらず、

自衛隊を日陰者の立場に置いてはいけないとし、反対論者は、日本国憲法の成立に至る歴史、日本国憲法前文及び9条に刻み込まれた戦争の反省、大日本帝国憲法と日本国憲法の基本原理の違いなどを論拠とします。

次いで、今回の改正論には、「自衛隊に集団的自衛権の行使を認めた安保法制」の合憲・違憲の国民的議論を避けたままこれを合憲としてしまおう、との意図が覗われることも、述べざるを得ませんでした。

安保法制を巡る政府解釈に関しては、個別的自衛権の行使要件である「我が国に対する急迫不正の侵害がある」事態と集団的自衛権の行使要件たる「存立危機事態」は、同様の事態と評価できるので違憲ではないという説明について話しましたが、この難解な理屈を理解してもらうこと自体が結構難しいと実感しました。

「憲法改正問題」についての出前講座は、中高生が自らの関心に基づいて政治参加するための能力の獲得が目標です。そのためには、話をする側の意見を表明できるのは当然なのですが、前述したボイテルスバッハ・コンセンサスの考え方を理解しない方が少なくありません。そのせいか、教育現場では残念ながら「憲法改正問題」を正面から取り上げにくい雰囲気があるようにも思われます。

しかし、憲法改正が現実の政治課題となっている今こそ「憲法改正問題」について、一人でも多くの市民に対して賛成論・反対論の争点を明示して、自分自身の判断で賛否を下せるような材料を提供することは大切です。私たちの頑張りどきだと思えます。